

発信者情報開示命令申立書

(非ログイン型 CP、IP アドレス)

令和●年●月●日

東京地方裁判所●部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

発信者情報開示命令申立事件

提供命令申立事件

当事者の表示…………… 別紙当事者目録に記載

手続規則 2 条に係る事件…………… なし

第 1 申立ての趣旨

1 発信者情報開示命令申立事件

相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよとの裁判を求める

2 提供命令申立事件

別紙主文目録記載の裁判を求める

第 2 申立ての原因

1 本件投稿

インターネットのサイト「●」(以下「本件サイト」という)では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事(以下「本件投稿」という)が公開された(甲●)。

2 発信者情報開示命令の申立ての原因

(1) 特定電気通信

本件サイトの投稿は不特定の者により受信されるため、投稿行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）2条1号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法2条2号の「特定電気通信設備」である。

(2) 特定電気通信役務提供者

相手方は本件サイトを管理・運営しており（甲●）、法2条3号、5条1項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

(3) 権利侵害の明白性

本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、申立人の「権利が侵害されたことが明らか」である（法5条1項1号、甲●）。

(4) 正当な理由

申立人は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法5条1項2号）。

(5) 発信者情報の保有

相手方は、投稿の記録として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

(6) 小括

したがって、申立人は、相手方に対し、法5条1項の発信者情報開示請求権を有する。

3 提供命令の申立ての原因

(1) 接続プロバイダの通信記録

投稿者を特定するには、別紙発信者情報目録記載の各情報では足りず、接続プロバイダに対する発信者情報開示請求が必要となる。

ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程

度である（甲●）。

(2) 提供命令の必要

そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため」（法15条1項）、早期に接続プロバイダの名称等につき提供を受ける必要がある。

4 結論

そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律5条1項に基づく発信者情報開示命令申立として、相手方に対し、申立ての趣旨第1項記載のとおり、発信者情報の開示を求めるとともに、同法15条1項に基づき、申立ての趣旨第2項記載のとおり、提供命令を申し立てる。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 申立書の写し..... | 1 通 |
| 2 | 甲号証写し..... | 各 1 通 |
| 3 | 証拠説明書..... | 1 通 |
| 4 | 委任状..... | 1 通 |
| 5 | 資格証明書..... | ●通 |

(別紙) 発信者情報目録¹

別紙投稿記事目録記載の投稿記事が投稿された際の下記情報

- 1 投稿者の使用した I P アドレス及び当該 I P アドレスと組み合わせられたソースポート番号。
- 2 前項の I P アドレスを割り当てられた電気通信設備から相手方の用いる特定電気通信設備に前項の投稿記事が送信された年月日及び時刻。

¹ 接続先 I P アドレスを開示できるサイトの場合は「3 前項の特定電気通信設備に割り当てられた接続先 I P アドレス。」を追記する。

(別紙) 主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の各情報のうち、相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定ができる場合……………当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載 1 の各情報を保有していない場合又は保有する当該各情報により上記イに規定する特定ができない場合……………その旨

- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

(別紙) 当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

メールアドレス ●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 投稿記事目録

閲覧用 URL	
投稿日時	
投稿者名	

(別紙) 権利侵害の説明

1 投稿内容

閲覧用 URL	
投稿日時	
投稿内容 ²	

以上

² 「投稿内容」は、別紙投稿記事目録に記載するのが原則だが、投稿記事目録に記載すると書記官チェックに時間を要するため、権利侵害の説明側に記載する。